

札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例案

令和 6 年（2024 年）5 月 17 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市児童福祉施設条例の一部を改正する条例

札幌市児童福祉施設条例（昭和 39 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 第 1 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。
- (2) 第 12 条第 1 項中「、母子生活支援施設」を削り、同条第 2 項及び第 3 項中「母子生活支援施設、」を削り、同項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同条中第 4 項を削り、第 5 項を第 4 項とし、第 6 項を第 5 項とする。
- (3) 別表 1 母子生活支援施設の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

しらぎく荘を廃止するため、本案を提出する。